

第二次「国と地方の協議」(平成24年秋) 新たな規制の特例措置 優先提案一覧

特区分	総合特区分名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解							国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答		内閣府記載欄	内閣府コメント	内閣府整理
							担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など	対応の但し書き	対応	理由等			
地域03	レアメタル等リサイクル資源特区		623	<p>・総合特別区域法に「特定収集運搬事業者」を規定し、特区内で行う家電等金属系使用消費製品の広域回収にあたっては、許可等を要せずに広域回収を行うことができる仕組みとする。</p> <p>・本特区では県が特定収集運搬事業者を指定できる仕組みとする。</p>	レアメタル等金属資源の安定確保と資源循環型社会の構築	1回目	環境省 廃棄物対策課 リサイクル推進室	廃棄物処理法第7条第1項 小型家電リサイクル法第13条第1項	D						b	<p>【廃棄物対策課】 環境省より再生利用指定制度の活用について提案を受けているが、指定自治体は、特区の目標を達成するためには県内だけでなく県外からも広く搬入する必要があるため、本制度の活用は困難であるとしている。本件については、小型家電リサイクル法(以下「新法」という。)が対象とする品目指定自治体が広(回収を行いたい品目が明らかにならなければ、必要な特例措置の提案・協議を行うことが困難なため、一旦協議を終了する。環境省は新法の政令等の詳細を指定自治体に示すこと、また指定自治体は新法の対象とならない一般廃棄物を広く収集するために必要な特例措置について検討のうえあらためて提案すること。</p> <p>【リサイクル推進室】 環境省より要望内容は新法により実現可能との見解が示されているが、指定自治体は政令等の具体的な内容が明らかにならないため判断できないとしている。環境省は現在の政令等の状況(とりわけ品目、認定事業者の条件、今後のスケジュール)を県に明示すること。</p>		
						2回目			D	<p>10月9日に中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合を開催し、この会合のなかで「小型電子機器等リサイクル制度について」を議題として、本法の概要を示すとともに、政令に係る内容を提示している。この中で、品目及び認定事業者の条件に係る内容を示しているため、検討経過としてご確認いただきたい。</p> <p>また、次回開催は12月を予定している。</p>	b	<p>本県では平成18年から実施したことで回収試験の成果をもとに特区提案を行っている。一方、環境省でも同様に回収試験や社会実験の成果をもとに新法を策定している。今回、提示されている政令案は、太陽光パネルなど一部の機器を除けば、小型家電だけでなく、より多くの品目がリサイクルされるよう制度設計され、対象品目には収集運搬に係る特例措置が講じられることとなり、特区が求めた当該特例措置は概ね新法に反映されていると考えている。</p> <p>なお、特区として更に取り扱いたい金属系使用消費製品を広域リサイクルする場合の特例措置等については別途検討させていただきます。</p>						
地域03	レアメタル等リサイクル資源特区		624	<p>・総合特別区域法に「特定収集運搬事業者」を規定し、特区内で行う家電等金属系使用消費製品の広域回収にあたっては、許可等を要せずに広域回収を行うことができる仕組みとする。</p> <p>・本特区では県が特定収集運搬事業者を指定できる仕組みとする。</p>	レアメタル等金属資源の安定確保と資源循環型社会の構築	1回目	環境省 産業廃棄物課 リサイクル推進室	廃棄物処理法第14条第1項 小型家電リサイクル法第13条第3項	D					b	<p>【産業廃棄物課】 再生利用指定制度の活用については、県外から搬入しようとする場合、本県以外に効果及ばないことから、特区のみでの対応は困難である。本県としては国レベルで対応していかなければ、県内のみ特例措置を講ずる必要性がない。本県としては、再生利用指定制度以外の方法により広域収集が円滑に機能するために必要な提案については、内部で検討を進め、新法での特例措置を含め、今後あらためて提案させていただきます。</p> <p>【リサイクル推進室】 特区の要望事項(品目、認定事業者の条件、産業廃棄物)については、速やかに小型家電リサイクル法の政令等の内容を含んだ制度の全貌をご提示いただいたうえで、協議させていただきます。</p>			
						2回目		D	<p>10月9日に中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合を開催し、この会合のなかで「小型電子機器等リサイクル制度について」を議題として、本法の概要を示すとともに、政令に係る内容を提示している。この中で、品目及び認定事業者の条件、産業廃棄物に係る内容を示しているため、検討経過としてご確認いただきたい。</p> <p>また、次回開催は12月を予定している。</p>	b	<p>本県では平成18年から実施したことで回収試験の成果をもとに特区提案を行っている。一方、環境省でも同様に回収試験や社会実験の成果をもとに新法を策定している。今回、提示されている政令案は、太陽光パネルなど一部の機器を除けば、小型家電だけでなく、より多くの品目がリサイクルされるよう制度設計され、対象品目には収集運搬に係る特例措置が講じられることとなり、特区が求めた当該特例措置は概ね新法に反映されていると考えている。</p> <p>なお、特区として更に取り扱いたい金属系使用消費製品を広域リサイクルする場合の特例措置等については別途検討させていただきます。</p>							
地域03	レアメタル等リサイクル資源特区		625	<p>・本特区に家電等金属系使用消費製品の搬入を行うおとする市町村は国または県が指定する「特定再資源化等事業者」との契約を行うものとし、各市町村間の通知等の事務はしないものとする。</p>	レアメタル等金属資源の安定確保と資源循環型社会の構築	1回目	環境省 リサイクル推進室	小型家電リサイクル法	D					b	<p>「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の来年4月施行に向けて準備を進めているところである。本法に基づき、特区を含む認定区域内で回収を行う認定事業者が存在する場合には、市町村は、当該認定事業者等に引き渡すよう努めることとしており、この引渡しに際して、委託基準は適用されない。</p>			
						2回目		D	<p>「一県内でも」の要望については、623番及び624番に対する前回の回答において、既存制度の活用の検討を提案しているところであり、精査及びご検討いただきたい。</p> <p>また、10月9日に中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合を開催し、この会合のなかで「小型電子機器等リサイクル制度について」を議題として、本法の概要を示すとともに、政令に係る内容を提示している。この中で、認定区域等に係る内容を示しているものの、制度として検討中の段階であり、検討経過としてご確認いただきたい。</p>	b	<p>小型家電リサイクル法に基づき委託基準の取り扱いについては大筋で了解しました。本県は、これまでの小型家電リサイクルに係るモデル事業を通じ新法に対する認知度が高く、来年4月からの施行にあたり、一定の資源回収成果が見込まれると思われず、しかしながら、全国的に見ると必ずしも新法が周知されているとは認められず、さらには新法の施行に係る政令が未だ明らかになっておらず、来年の4月の施行に本県の各市町村でさえ、対応できかねる懸念が予想されます。</p> <p>そのような中で、本特区においては、権限を対象とする新法における認定事業者の要件を一県内でも認定事業者となり得るよう認めて頂くことで、全国的に先行し新法に取り組むことが可能になると考えられます。</p>							